

職員の懲戒処分について

職員の交通違反にかかる懲戒処分について、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
市立病院看護部 看護師（30代男性）	戒告	令和7年5月に自家用車を運転中、法定速度50km/hのところを80km/hで走行し、30km/hの速度超過違反を起こしたものの

2 処分日

令和7年9月1日